

### 国保だより

#### ▼令和元年度第1回国民健康保険運営協議会の開催について

【日時】7月11日(木)午後2時～

【場所】市役所第一棟4階庁議室

【傍聴定員】先着5人※直接会場へお越しください。

#### ▼国民健康保険税納税通知書を送付します

令和元年度の国民健康保険税納税通知書を7月1日(月)に送付します。この納税通知書は、すべての国民健康保険税納税義務者の方にお送りしています。徴収方法は、次の3つに分かれますので納税通知書表紙の徴収方法の欄をご覧ください。

○普通徴収…窓口納付または口座振替の方です。

○特別徴収…一定の要件を満たした65歳以上75歳未満の世帯で、年金から徴収されます。特別徴収には仮徴収があり、年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、または6月と異なります。

○普通徴収・特別徴収…10月から特別徴収が開始される世帯です。令和元年度国民健康保険税額の2分の1を第1期(納期限7月31日(木))から第3期(納期限9月30日(月))までの普通徴収でお支払いいただき、残りの2分の1を10月、12月、令和2年2月の年金から特別徴収します。※特別徴収ではなく普通徴収を希望される方は、口座による納付を条件として、普通徴収に切り替えることができます。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納税通

知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

#### ▼ご注意ください!

納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれているので、紛失にご注意ください。また、お支払いの際は期別・内容を十分ご確認ください。納付してください。

#### ▼納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れも防ぎ、とても便利です。ぜひご利用ください。

申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取扱金融機関でお手続きをしてください。なお取扱金融機関でお申し込みされる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

#### ▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

高齢受給者証(対象は70歳以上75歳未満の方)は、毎年8月1日に切り替わります。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(木)です。

8月1日(木)以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行ったうえで、7月中旬に簡易書留で送付します。

#### ▼糖尿病性腎症重症化予防プログラムを始めます

保健事業の一環として、福生市国民健康保険被保険者の方を対象に、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を実施します。主治医と連携を図りながら食事や運動等の支援プログラムを実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防することを目的としています。

プログラムの対象となる方には、7月中旬に案内をお送りします。※応募が上限に達した場合は先着順です。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

### 課税課からのお知らせ

#### ▼新築・増築家屋調査のお願い

平成31年(令和元年)中に新築・増築された家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。また、新築された住宅に

課税の根拠となる適正な価格(評価額)を算出するため、家屋の外部および内部を調査させていただきます。調査をお願いする家屋については、通知をお送りします。

#### ▼平成31年(令和元年)中に家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が令和2年度から課税されなくなり

については、固定資産税の減額措置があります。対象家屋となる方には、家屋調査の際に詳細を説明します。

### 年金だより

#### ▼国民年金保険料免除等の申請について

7月1日(月)から令和元年度分の国民年金保険料免除等申請の受付を開始します。経済的に保険料の納付が困難な方はご相談ください。

免除等が承認されるには、世帯の所得が一定額以下である必要があります。失業した場合等には一定期間、特例免除を申請できる場合があります。

免除等を申請せずに未納を続けると、将来、老齢年金を受け取れない可能性があるほか、万一のときの障害年金や遺族年金が受け取れない場合もあります。

免除等は原則、2年1か月前までさかのぼって申請ができますので、保険料の納め忘れがある方もご相談ください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

#### くるみるガイドツアー「羽村から福生! 名所・史跡巡り・手打ちうどん体験ツアー」

羽村・福生の史跡や名所を巡るツアーです。古民家

### 住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。

#### ▼耐震改修工事をした場合

令和2年3月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡相当分までを限度に2分の1(平成29年4月以降に改修工事を行い、長期優良住宅に認定された場合は3分の2)減額されます。

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②現行の耐震基準に適合する改修工事であること
- ③費用が50万円超のもの

#### ▼バリアフリー改修工事をした場合

令和2年3月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①～④の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅で、居住部分の割合が2分の1以上のもの(賃貸を除く)
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
- ③次のいずれかの方が居住する既存の住宅
- 65歳以上の方

- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障害のある方
- ④補助金などを除いた自己負担額が合計50万円超のもの

#### ▼省エネ改修工事をした場合

令和2年3月までに現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①～③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡を限度に3分の1(平成29年4月以降に改修工事を行い、長期優良住宅に認定された場合は3分の2)減額されます。

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅で、居住部分の割合が2分の1以上であるもの(賃貸を除く)
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの
- ③次のいずれかの工事を行い、補助金などを除いた自己負担額が合計50万円超のもの

- 窓の改修工事(必須工事)
- 床・天井・壁の断熱などの改修工事

※いずれの工事も完了後3か月以内に申告してください。減額措置や申告方法、添付書類等の詳細は、課税課資産税係へお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

での手打ちうどん体験や酒蔵での地酒の試飲も予定しています。ぜひ、ご参加ください。

- 【日時】7月19日(金)午前8時出発(7時45分受付開始)
- ※小雨決行
- 【行程】羽村駅(西口階段下集合) ↓ 羽村市観光案内所 ↓ 馬の水飲み場 ↓ 禅林寺 ↓ 玉川神社 ↓ 羽村取水堰 ↓ 根がらみ前水田 ↓ 旧東海居手(打ちうどん体験) ↓ 加美上水公園 ↓ 田村酒造場 ↓ 旧ヤマジュー田村家住宅 ↓ 福生駅解散(午後4時30分ごろ)
- 【定員】20人(応募多数の場合は抽選) ※当選者にはみ電話でご連絡します。
- 【費用】1人1,500円(昼食・保険代込み)
- 【歩行距離】約5.6km
- 【申込み】7月16日(火)までに福生市観光案内所くるみるふっさへ直接、または電話(☎530・2341)でお申し込みください(毎週月曜日曜日)。

【定員】20人(応募多数の場合は抽選) ※当選者にはみ電話でご連絡します。

【日時】7月17日(木)午後1時